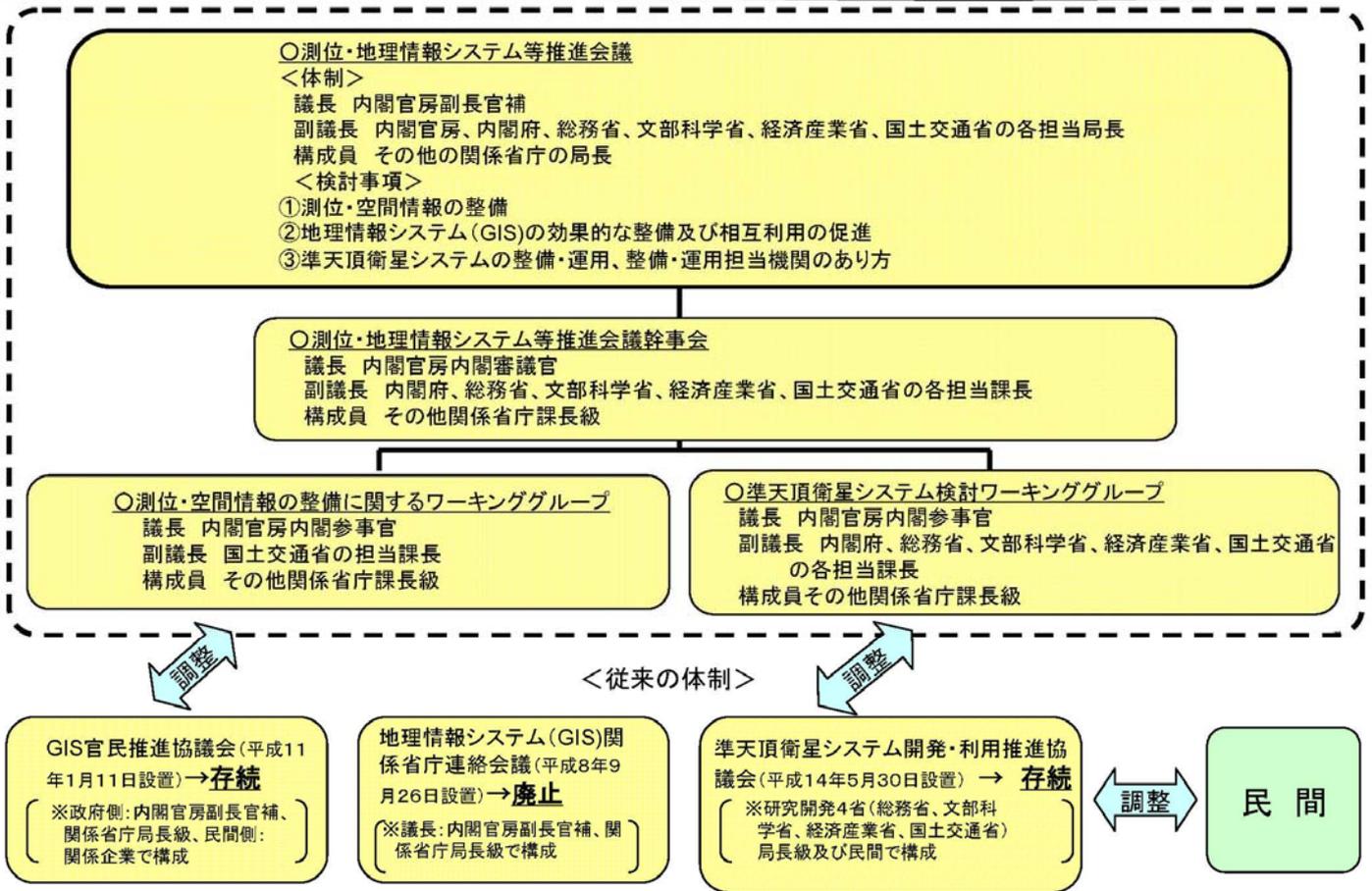


## 政府・農林水産省における地理情報システムの取り組み

### GISに関する政府の取り組みの経緯

- 1995年9月「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」設置
- 1996年12月「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」決定
  - ← 政府の取り組みの基本方針(基盤の整備と普及)を確認
- 1999年3月「国土空間データ基盤標準及び整備計画」決定
  - ← 基盤的な地図データの項目を標準として定め、整備計画を決定
- 2000年10月「今後の地理情報システム(GIS)の整備・普及施策の展開について」申合せ
  - ← 政府の保有する基盤的な情報の電子化・提供を重点的に推進
- 2002年2月「GISアクションプログラム2002-2005」決定
  - ← 基盤環境の概成とそれを活用したサービスの実現へ
- 2005年9月「測位・地理情報システム等推進会議」の設置に伴い、「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」を廃止

# 測位・地理情報等に関する関係省庁の連携・調整の体制



測位・地理情報システム等推進会議 資料より

農業・農村情報  
整備・活用研究会(第1回)

## GISアクションプログラム2002-2005(H14.2)

### 計画の目標

1. GISを利用する基盤環境を概成する。
  1. 国土空間データ基盤に関する標準化を概ね終了し、政府はこれを率先使用する。
  2. 地理情報の電子化・流通を促進する観点からの制度・ガイドラインの整備を概ね終了する。
  3. 空間データ基盤に該当する項目の電子化を概ね終了し、これを広く提供する。
  4. GISの普及を支援する。
2. 政府の各分野においてGISを有効に活用し、行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を図る。

### 政府が実施する主な施策

1. 国土空間データ基盤に関する標準化と政府の率先使用による行政の効率化の推進
  - 国土空間データ基盤に該当する地理情報の電子化・提供等を行う際は、原則としてJIS化された地理情報標準に準拠して電子化・提供等を行う。
2. 地理情報の電子化・流通を促進する観点からの制度・ガイドラインの整備
  - 空間データ基盤を含む地図等を有する府省は、当該地図について電子地図にも対応した制度及び運用となるよう運用方針を定める。
3. 地理情報の電子化と提供の推進
4. GISの本格的な普及支援
  - 農村振興地域における1/2500レベルの地理情報の概成を目指し、整備を支援する。
5. GISを活用した行政の効率化、質の高い行政サービスの実現

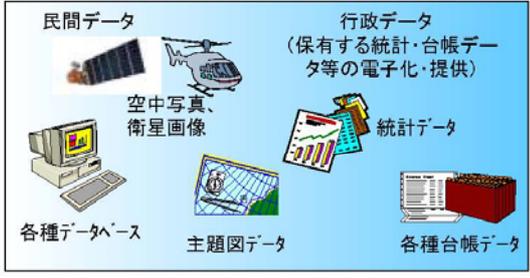
# GISアクションプログラム2002-2005のイメージ

<主な施策は赤枠>

## GISを利用する基盤環境の整備

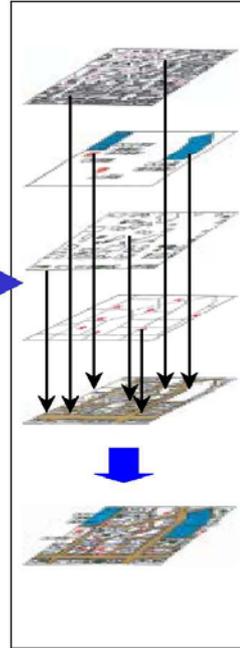
## GISによる豊かな国民生活の実現

### 地図データと重ね合わせる様々な情報の整備



地理情報の提供条件の明確化・情報検索のためのクリアリングハウスの充実

### 重ね合わせて分析・表示



### 防災情報システム 環境管理



### 行政分野

電子政府・電子自治体の推進に合わせ、GISを活用した行政の効率化等を推進

### 様々な情報サービス

### 国民生活分野

GISの本格的な普及支援  
地域への支援、新規サービス創出支援、関連技術開発等

### 景観シミュレーション エリアマーケティング

### 民間分野

### 基盤的な地図データの整備



相互利用が可能になるよう標準化の推進(地理情報標準、G-XML)

# 地理空間情報活用推進基本法案の概要

## 背景

2002年の世界測地系の導入に伴い、地理情報システムと衛星測位の連携の可能性が拡大

## 地理情報システム(GIS)

Geographic Information System



○阪神淡路大震災(1995年1月)後、政府においてGIS(地図データと、地図上に位置づけられる様々な情報を用いて、視覚的な表現、高度な分析、迅速な判断を可能にするシステム)を推進  
1/250000レベル、1/2500レベルは概成  
○各システムの連携・統合の強化を図り、様々な情報の重ね合わせを可能とするため、より高精度で新鮮な「共通白地図」が必要

様々な情報の関連性が一目でわかり、総合的な対策を考案することができる

## 衛星測位

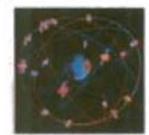


国民生活の向上と産業の発展への貢献

## 衛星測位(PNT)

Positioning, Navigation and Timing

○我が国の衛星測位(複数の人工衛星の信号を用いる位置の決定及び時刻、移動経路等の情報の取得)は米国の衛星システムGPS(Global Positioning System)が基盤

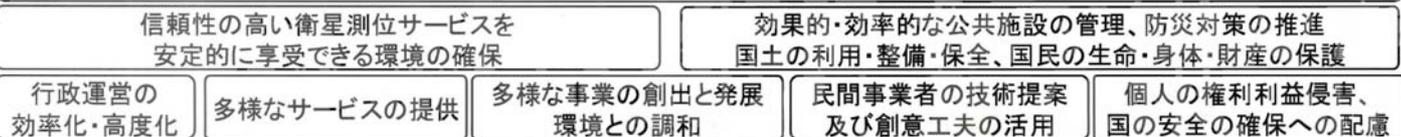


○わが国では、衛星測位は国民生活や国民経済に深く浸透しており、重要な社会基盤

## 推進すべき施策

### 基本理念等

- 国土空間データ基盤(NSDI(National Spatial Data Infrastructure))を形成  
— 地理空間情報(空間上の位置を示す情報(当該情報の時点情報を含む。))等の整備・提供、地理情報システムや衛星測位の利用推進、人材育成、関係機関の連携強化等による総合的・体系的な施策の実施
- 地理空間情報の活用の推進に関する施策が相乗効果を発揮するよう、関係施策を実施



○地理空間情報活用推進基本計画の策定と施策の実施に関し、関係行政機関の協力体制の整備

# 地理空間情報活用推進基本計画

地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的・計画的に推進

## 基本的施策

- 施策の策定・実施に必要な調査・研究の実施
- 行政における地理空間情報の活用
- 知識の普及
- 個人情報の保護
- 人材の育成等

## 地理情報システムに係る施策

○ 新世代の地理情報システム(次世代GIS: Geospatial Information System)の整備及び活用の推進

- ・ 基盤地図情報(注)の整備、更新、流通  
(注) 地理空間情報の位置決め基準となる基準点、海岸線等の位置等に係る情報等共通白地図の主要項目
- ・ 地図関連の行政事務(地籍、登記等)での基盤地図情報の相互活用
- ・ 基盤地図情報の円滑な流通(国の基盤地図情報等を原則無償提供)
- ・ 研究開発の推進等



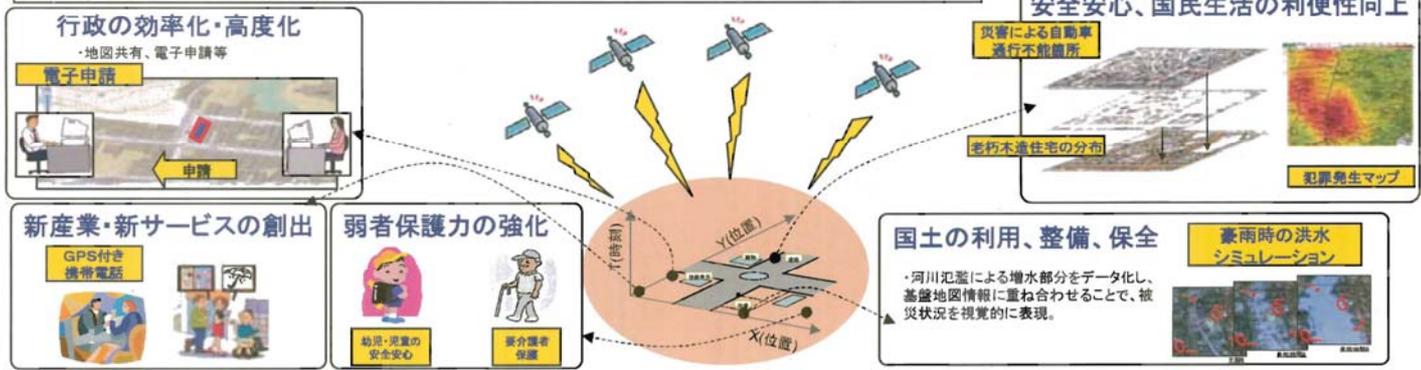
## 衛星測位に係る施策

- 地球全体にわたる衛星測位システムの運営主体との連絡調整
- 研究開発、技術実証、利用実証、利用促進

ービル、山陰の影響を受けずに利用可能な準天頂衛星システムによる衛星測位の技術実証・利用実証に平成18年度から着手等



## 期待される効果 — 地理空間情報を高度に活用できる社会の実現 —



農業・農村情報整備・活用研究会(第1回)

## 農林水産省地理情報システム(GIS)実施計画2002-2005(H14.8)

「実施計画」の目指すべき姿

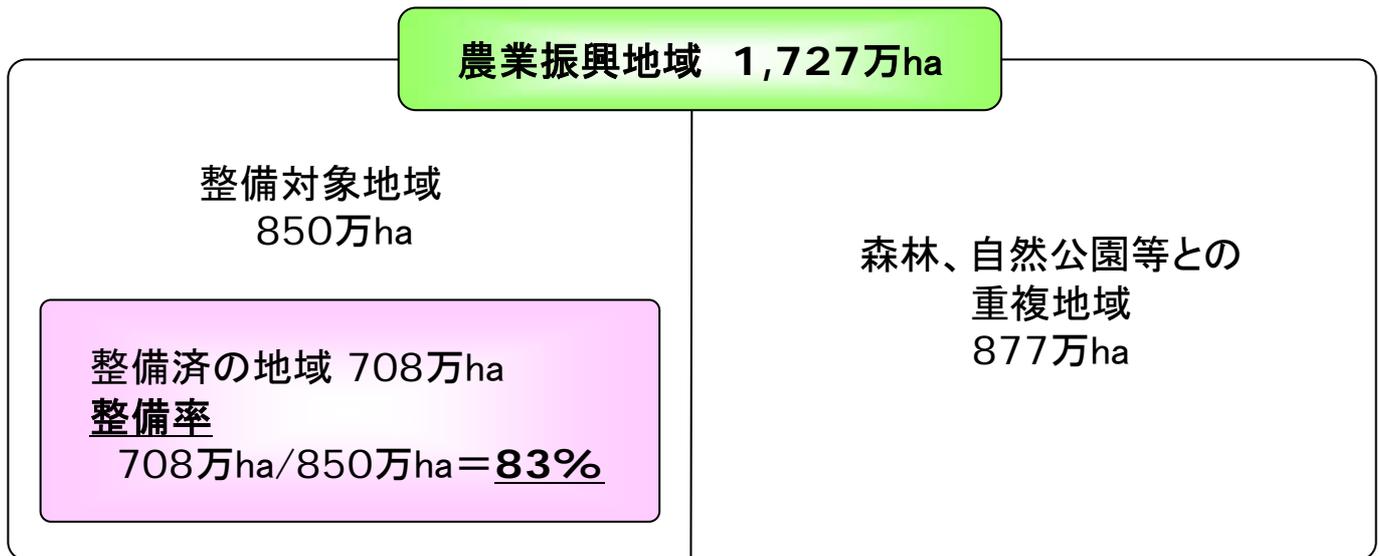
- ① GISを活用した農林水産行政の効率化
- ② 都市と農山漁村の共生・対流を進めるための、国民への情報提供

具体的な取組事項

1. 国土空間データ基盤に関する標準化
  - ・ 地理情報標準に準拠して地理情報の電子化・提供を行う。
2. 地理情報の電子化・流通を促進する観点からの制度の整備
3. 地理情報の電子化とインターネット提供の推進
4. 農地GISの効率的な整備及び相互利用の推進
  - ・ 農地等の空間データ基盤及び基本空間データの整備における既存データの活用。
  - ・ 相互利用について地方公共団体に要請・指導
  - ・ 整備済み空間データ基盤、基本空間データを相互利用するため「農村振興地理情報統合システム」を検討
5. 森林GISの効率的な整備及び相互利用の推進
6. 農林水産省におけるGISの効率的な整備のためのその他の課題
  - ・ GISの効率的・効果的なシステム開発・整備のための基本的な仕様等に係る統一的なルール作成
7. 実施計画の的確な実行

## 農村における空間データ(デジタルオルソ等)の整備状況

- 農村振興地域における整備対象面積の約8割に相当する面積の空間データ(デジタルオルソ等)を整備



※H18.2 農林水産省地域整備課とりまとめによる

### 【参考】森林GISの整備状況(H17年度末)

- 国有林・・・北海道を除く全ての国有林で整備済み  
(面積ベースでは6割。H18年度末には100%の見込み。)
- 民有林・・・9割の都道府県で森林GISを導入済み。

## 農村振興地理情報システム整備事業 空間データ調達仕様書

### 農村振興地理情報システム整備事業(H13～H16)

- 内容:地図情報(主な農業用施設含む)の整備
- 事業主体:都道府県、市町村

### 農村振興地理情報システム整備事業における空間データ調達仕様書

- 平成17年3月29日とりまとめ
- 目的:デジタルオルソ画像をベースとした農地の区画形状等の空間データ作成
- 地理情報標準にほぼ準拠
  - 地理情報標準第2.0版、日本・世界測地系
- 空間的範囲:農業振興地域とこれを一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域
- 取得レベル:必須整備データ(A)と任意整備データ(B)に分類
- 取得条件:基にする資料等を規定
- 品質要件書:縮尺、属性定義、品質検査方法を規定

# 農村振興地理情報システム整備事業 空間データ調達仕様書

取得レイヤー一覧表

No	レイヤ名称	種別	形状
<b>1索引図・区域データ(1/2,500~1/100,000レベル)</b>			
1-1	1/25,000図郭	ベクター	面
1-2	1/2,500国土基本図	ベクター	面
1-3	市町村界	ベクター	面
1-4	農振地域	ベクター	面
1-5	農振農用地区域	ベクター	面
1-6	土地改良区区域	ベクター	面
1-7			面
1-8	NN事業実施区域	ベクター	線
1-9			点
<b>2農地基図データ(1/2,500レベル)</b>			
2-1	デジタルオルソ	カラーラスター	ラスター
2-2	デジタルオルソ位置情報	テキスト	—
2-3	数値地形標高	ベクター	点
2-4	河心線	ベクター	線
2-5	海岸線	ベクター	面
2-6	湖沼区域	ベクター	面
2-7	等高線	ベクター	線

No	レイヤ名称	種別	形状
<b>3農業生産基盤データ(1/2,500レベル)</b>			
3-1	圃区	ベクター	面
3-2	耕作放棄地	ベクター	面
3-3	傾斜測線	ベクター	線
3-4	農地団地	ベクター	面
3-5	道路	ベクター	線
3-6	用水路	ベクター	線
3-7	排水路	ベクター	線
3-8	水利施設	ベクター	点
3-9	農道	ベクター	線
3-10	基幹水利施設(用排水路)	ベクター	線
3-11	基幹水利施設(施設)	ベクター	点
3-12	ため池	ベクター	点

No	レイヤ名称	種別	形状
<b>4農村生活環境基盤(1/2,500レベル)</b>			
4-1	農業集落道	ベクター	線
4-2	飲用水給水範囲	ベクター	面
4-3	飲用水供給施設	ベクター	点
4-4	飲用水供給管路	ベクター	線
4-5	排水処理区	ベクター	面
4-6	排水処理施設	ベクター	点
4-7	排水管路	ベクター	線
4-8	公園	ベクター	面
4-9	コミュニティ施設	ベクター	点
4-10	福祉施設	ベクター	点
4-11	教養施設(図書館、美術館、博物館等の位置)	ベクター	点
4-12	集落安全施設	ベクター	点
4-13	ゴミ処理施設	ベクター	点
4-14			面
4-15	情報通信施設	ベクター	点
4-16			線

# 農地等データ仕様等検討会 空間データ調達仕様書(例)

- 平成16年3月9日とりまとめ
- 目的: 農地情報の相互利用
- 地理情報標準第2.0版(品質の定義)、日本・世界測地系
- 農地筆区画、デジタルオルソの品質要件を定義(他は農村振興地理情報システム整備事業 空間データ調達仕様書に基づく)

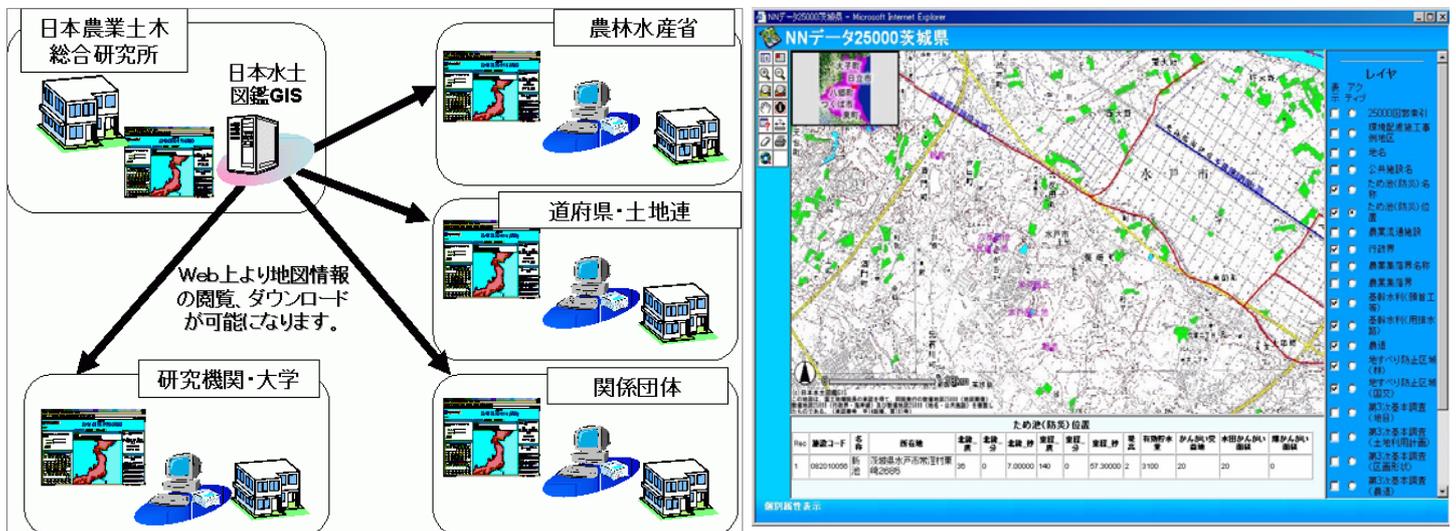
名称		農地筆区画		定義	農地および関連する一筆ごとの区画をいう。	元資料	デジタルオルソ画像、不動産登記法第17条地図、公園等既存資料およびデータ	
種別	形状	縮尺	ファイル名称					
種別	ベクター							
形状	面							
縮尺	1/2,500							
ファイル名称	nouchifude							
属性定義	項目	項目名	データ型	データ長(バイト)	表記	内容		
		管理番号	ID	整数	10		筆の管理番号	
		市町村コード	CITYCODE	文字	3	前ゼロ	筆の市町村コード(別紙参照)	
		大字	OAZA	文字	20		筆の大字名	
		小字	AZA	文字	20		筆の小字名	
		地番	CHIBAN	整数	5		筆の地番番号	
		枝番	EDABAN	整数	5		筆の枝番番号	
		子番	KOBAN	整数	5		筆の子番番号	
		所有者	SYOYU	文字	30		筆の所有者の氏名	
		耕作権者	KOUSAKU	文字	30		筆の耕作権者の氏名	
		現況地目	GCHIMOKU	文字	20		筆の現況の地目	
		登記地目	TCHIMOKU	文字	20		筆の登記上の地目	
		現況地積	GCHISEKI	実数	10	小数第2位	筆の現況の地積(単位:m)	
		登記地積	TCHISEKI	実数	10	小数第2位	筆の登記上の地積(単位:m)	

## 農地等データ仕様等検討会

- 趣旨 これまで基本的な空間データ基盤に係る情報を除く農地等情報システムにおける仕様や品質の統一化が行われておらず、情報の利活用を必要とする団体間で必ずしも有効に情報の流通が図られていないなど、利活用の効果が一定の範囲にとどまっている場合が多い。これらの状況を解消するため、共有可能な情報の範囲を特定し、その標準調達仕様書を策定するとともに、整備主体者がデータ整備の品質を評価するための品質評価手順書も合わせて作成する。
- 開催時期:H15.11~H16.3
- 構成組織:全国水土里ネット、日本農業土木総合研究所、日本農村情報システム協会、全国農業協同組合中央会、全国農業会議所、岩手県江刺市、水土里ネット旭鷹、JA上伊那飯島支所、農林水産省大臣官房情報課、経営局構造改善課、農村振興局水利整備課、農村整備課
- 検討内容
  - 共有可能なデータの範囲の特定
  - データ整備の仕様書の作成
  - 品質評価手順の作成
  - その他、データの共有化に関連する事項の検討

## 農地情報整備促進事業

- 縮尺1/25,000の基幹水利施設等に関する地図情報と縮尺1/2,500の農業生産基盤、農村生活環境基盤等に関する地図情報を関係機関に提供  
(H17から本運用、サービス名:「日本水土図鑑GIS」、<http://www.nngis.jp/>)



## 日本水土図鑑GISが提供する地図情報

### NNDATA25000(国)整備範囲

地図情報名(階層:レイヤ名)	タイプ
1/25,000地形図	画像
地名	点
公共施設	点
行政界	面
農業集落界	面
農道(台帳)	線
基幹水利施設(水路)	線
基幹水利施設(施設)	点
第3次土地利用基盤整備基本調査	面
ため池(防災)	点
地すべり防止区域	面
流通拠点	点
NNデータ2500整備範囲	面
ランドサット衛星画像(表示のみ)	画像
土地改良区区域	面
1/25,000地形図図郭	面
環境に配慮した施工事例地区位置	点

### NNDATA2500(県)整備範囲

地図情報名(階層:レイヤ名)	タイプ
1/25,000図郭	面
1/2,500国土基本図図郭	面
行政界	面
デジタル航空写真	画像
同上位置情報	テキスト
数値地形標高	点
河心線	線
海岸線	面
湖沼区域	面
等高線	線
圃区	面
耕作放棄地	面
傾斜測線	線
農地団地	面
農業振興地域区域	面
農振農用地区域	面
道路	線
用水路	線
排水路	線

## NN-CALS推進協議会GIS作業部会

- NN-CALS推進協議会GIS推進部会において、平成13年～15年度でGISの活用を検討
- 検討会では次の資料等を取りまとめ
  - ① 試行GISの構築(計画策定、事業実施、維持管理)
  - ② GIS活用アンケート調査(平成14年度)
  - ③ GIS活用事例検討会
  - ④ NN事業のためのGISノウハウ集
  - ⑤ 農業農村整備事業において、GIS利用を促進する仕組みづくりのための提言

# H18 GIS関係予算(農林水産省)

平成18年度決定額 4,280,689千円(8,484,666千円の内数)			
施策名	施策の概要	平成17年度 予算額 (千円)	平成18年度 政府原案 (千円)
農村振興支援総合対策事業のうち 農地情報整備促進事業	国、県等により整備された農地に関する地図情報を一元的に管理し、関係機関に情報を提供することにより、GISを活用した施設管理や営農活動等の地域での取り組みを支援。	42,692	33,138
農村振興支援総合対策事業のうち 農地情報活用支援事業	農地情報の整備・活用に係る先進的事例を広く紹介するとともに地域に対する技術的な指導・助言を行うことにより、今後行われる農地情報の整備・活用が効果的かつ効率的なものとなるよう地域を支援。	—	60,000
水土里情報利活用促進事業	農地や利水施設等に関する情報を収集し、農業者等へ広く提供可能な地図情報として整備することにより、農村の振興等を目的とした多様な取り組みの円滑な推進を支援。	—	2,400,000
長期計画調査のうち情報管理調査	調査結果の効果的・効率的な活用のため、農業基盤整備基礎調査結果等のデータベース(GIS等)の構築及びメンテナンス・改良等の情報管理を行う。	78,500	73,600
特殊土地地帯推進調査 (特殊土地地帯データベース)	特殊土地地帯の対策事業毎に対策の成果を整理し、土壌の種類別、地域別に把握が可能となるデータベースを整備する。	9,691	8,530
環境との調和に配慮した事業に係るデータの整備	環境との調和に配慮した事業に係る実施事例・参考文献や農業農村の生態系等の自然環境情報のデータベース化等を実施。	85,000	78,000
農業競争力強化対策民間団体事業のうち 鳥獣害防止広域対策	GISを活用し、集落単位やほ場ごとの被害状況、鳥獣の出没・捕獲状況、防護柵の設置状況、土地利用状況等の情報とGPSによる鳥獣の行動範囲や移動経路に関する情報をリアルタイムで地点別に統合・蓄積し、提供する地域参加型鳥獣害情報マップを作成。	—	(1,494,629) の内数
森林・山村の情報の利活用システム整備 事業	都道府県において、森林に関する多様な情報を一元的に管理・処理等できる森林GISの整備に不可欠な森林空間データ基盤を整備するとともに、リモートセンシング法による森林資源情報を効率的に把握・分析・利用できるシステムを構築する。	349,979	327,363
強い林業・木材産業づくり交付金	林業情報の一元的処理による林業生産活動の効率化等を図るため、森林組合等が、林業情報処理施設として、GISの整備等を行う。	交付金 (7,809,406) の内数	交付金 (6,990,037) の内数
国有林における森林吸収量計測体制構築 のための森林GISの整備	国有林において、炭素吸収排出量の推計に必要な森林計測体制を構築し、地球温暖化対策の報告・検証を可能とするため森林GISを整備するとともに、89年末の森林現況情報のデジタル化を実施。	1,305,210	1,300,058

## 地理空間情報活用推進基本法案(参考)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

- 一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。)
- 二 前号の情報に関連付けられた情報
- 2 この法律において「地理情報システム」とは、地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図(電磁的方式により記録された地図をいう。以下同じ。)上で一体的に処理する情報システムをいう。
- 3 この法律において「基盤地図情報」とは、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報(国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)であって電磁的方式により記録されたものをいう。
- 4 この法律において「衛星測位」とは、人工衛星から発射される信号を用いてする位置の決定及び当該位置に係る時刻に関する情報の取得並びにこれらに関連付けられた移動の経路等の情報の取得をいう。

## 地理空間情報活用推進基本法案(参考)

### (基本理念)

- 第三条 地理空間情報の活用の推進は、基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤であることにかんがみ、これらの地理空間情報の電磁的方式による正確かつ適切な整備及びその提供、地理情報システム、衛星測位等の技術の利用の推進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機関の連携の強化等必要な体制の整備その他の施策を総合的かつ体系的に行うことを旨として行われなければならない。
- 2 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理情報システムが衛星測位により得られる地理空間情報を活用する上での基盤的な地図を提供し、衛星測位が地理情報システムで用いられる地理空間情報を安定的に提供するという相互に寄与する関係にあること等にかんがみ、地理情報システムに係る施策、衛星測位に係る施策等が相まって地理空間情報を高度に活用することができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。
  - 3 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、衛星測位が正確な位置、時刻、移動の経路等に関する情報の提供を通じて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展の基盤となっている現状にかんがみ、信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を確保することを旨として講ぜられなければならない。
  - 4 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、国及び地方公共団体がその事務又は事業の遂行に当たり積極的に取り組んで実施することにより、効果的かつ効率的な公共施設の管理、防災対策の推進等が図られ、もって国土の利用、整備及び保全の推進並びに国民の生命、身体及び財産の保護に寄与するものでなければならない。
  - 5 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策の総合性、機動性及び透明性の向上等が図られ、もって行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与するものでなければならない。
  - 6 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様なサービスの提供が実現されることを通じて、国民の利便性の向上に寄与するものでなければならない。
  - 7 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様な事業の創出及び健全な発展、事業活動の効率化及び高度化、環境との調和等が図られ、もって経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与するものでなければならない。
  - 8 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、民間事業者による地理空間情報の活用のための技術に関する提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
  - 9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。

## 地理空間情報活用推進基本法案(参考)

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第六条 測量、地図の作成又は地理情報システム若しくは衛星測位を活用したサービスの提供の事業を行う者その他の関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、良質な地理空間情報の提供等に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する地理空間情報の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (連携の強化)

第七条 国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

### (法制上の措置等)

第八条 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 地理空間情報活用推進基本法案(参考)

### 第二章 地理空間情報活用推進基本計画等

(地理空間情報活用推進基本計画の策定等)

第九条 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な計画(以下「地理空間情報活用推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 地理空間情報活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 地理情報システムに係る施策に関する事項
  - 三 衛星測位に係る施策に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 地理空間情報活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 政府は、第一項の規定により地理空間情報活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 第四項の規定は、地理空間情報活用推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関の協力体制の整備等)

第十条 政府は、地理空間情報活用推進基本計画の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 地理空間情報活用推進基本法案(参考)

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 総則

(調査及び研究の実施)

第十一条 国は、地理空間情報の活用の推進に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(知識の普及等)

第十二条 国は、地理空間情報の活用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地理空間情報の活用に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十三条 国は、地理空間情報の活用の推進を担う専門的な知識又は技術を有する人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(行政における地理空間情報の活用等)

第十四条 国及び地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関し、国民の利便性の向上を図るとともに、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に資するため、その事務及び事業における地理情報システムの利用の拡大並びにこれによる公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の保護等)

第十五条 国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 地理空間情報活用推進基本法案(参考)

### 第二節 地理情報システムに係る施策

(基盤地図情報の整備等)

第十六条 国は、基盤地図情報の共用を推進することにより地理情報システムの普及を図るため、基盤地図情報の整備に係る技術上の基準を定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、同項の技術上の基準に適合した基盤地図情報の整備及び適時の更新その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地図関連業務における基盤地図情報の相互活用)

第十七条 国及び地方公共団体は、都市計画、公共施設の管理、農地、森林等の管理、地籍調査、不動産登記、税務、統計その他のその遂行に地図の利用が必要な行政の各分野における事務又は事業を実施するため地図を作成する場合には、当該地図の対象となる区域について既に整備された基盤地図情報の相互の活用に努めるものとする。

(基盤地図情報等の円滑な流通等)

第十八条 国及び地方公共団体は、基盤地図情報等が社会全体において利用されることが地理空間情報の高度な活用に資することにかんがみ、基盤地図情報の積極的な提供、統計情報、測量に係る画像情報等の電磁的方式による整備及びその提供その他の地理空間情報の円滑な流通に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。

3 国は、前二項に定めるもののほか、国民、事業者等による地理空間情報の活用を促進するため、技術的助言、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地理情報システムに係る研究開発の推進等)

第十九条 国は、地理情報システムの発展を図るため、研究開発の推進、その迅速な評価、その成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 地理空間情報活用推進基本法案(参考)

### 第三節 衛星測位に係る施策

(衛星測位に係る連絡調整等)

第二十条 国は、信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保することにより地理空間情報の活用を推進するため、地球全体にわたる衛星測位に関するシステムを運営する主体との必要な連絡調整その他の必要な施策を講ずるものとする。

(衛星測位に係る研究開発の推進等)

第二十一条 国は、衛星測位により得られる地理空間情報の活用を推進するため、衛星測位に係る研究開発並びに技術及び利用可能性に関する実証を推進するとともに、その成果を踏まえ、衛星測位の利用の促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。